

愛媛県野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル

平成21年4月

(平成23年11月改正)

愛媛県県民環境部環境局自然保護課

目 次

第1	目的	1
第2	関係課(所)等及び連絡体制	2
第3	野鳥の監視	2
第4	野鳥調査の実施	2
1	通常時【レベル1】	2
(1)	鳥類生息状況等調査	2
(2)	ウイルス保有状況調査	2
2	国内発生単発時【レベル2】	3
(1)	鳥類生息状況等調査	3
(2)	ウイルス保有状況調査	3
3	国内発生複数時【レベル3】	3
(1)	鳥類生息状況等調査	3
(2)	ウイルス保有状況調査	3
4	県内発生時(野鳥監視重点区域)【野鳥監視重点区域】	3
(1)	鳥類生息状況等調査	3
(2)	ウイルス保有状況調査	4
5	県内発生時(野鳥監視重点区域以外の区域:国内発生単発時)【レベル2】	4
(1)	鳥類生息状況等調査	4
(2)	ウイルス保有状況調査	4
6	県内発生時(野鳥監視重点区域以外の区域:国内発生複数時)【レベル3】	4
(1)	鳥類生息状況等調査	4
(2)	ウイルス保有状況調査	4
7	近隣国発生時	4
第5	死亡野鳥等調査の実施方法	5
1	市町への協力依頼	5
2	簡易検査の実施	5
3	簡易検査の結果に基づく対応	5
4	遺伝子検査の結果に基づく対応	7
5	公表	7
第6	傷病鳥獣の取扱	8
第7	調査従事者等の感染予防対策	8
1	装備と処分方法	8
2	手指の衛生	8
3	機材の廃棄と消毒	8
4	調査用車両	8

- 参考資料1 対応レベルの設定及び野鳥調査の実施基準表
- 参考資料2 リスク種
- 参考資料3 死亡野鳥等調査用紙（環境省マニュアル様式1（表Ⅲ-4））
- 参考資料4 糞便採取調査用紙（環境省マニュアル様式2（表Ⅲ-7））
- 参考資料5 県内発生時の対応フロー図
- 参考資料6 死亡野鳥検査体制
- 参考資料7 平成16年3月18日付け15自第436号自然保護課長通知
- 参考資料8 アクティブサーベイランスの流れ
- 参考資料9 パッシブサーベイランスの流れ

愛媛県野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル

このマニュアルは、県内に生息する野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルスへの感染状況を把握し、県内における高病原性鳥インフルエンザ（以下「鳥インフルエンザ」という。）の発生予防及び感染防止を図るため、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（平成23年9月5日付け環境省自然環境局長通知。以下「環境省マニュアル」という。）に沿って、関係課（所）等の対応内容を定めるものとする。

第1 目的

県は、市町の協力を得て、環境省から通知される対応レベルに応じ、関係課（所）等が共通の目的と認識の下に連携を図り、人や家きんへの感染予防及び感染拡大の防止を推進するとともに、住民に対して鳥インフルエンザに関する適切な情報提供を行い、社会的不安の解消を図るものとする。

以下に、目的と調査手法の関係を整理する。

目的別調査手法

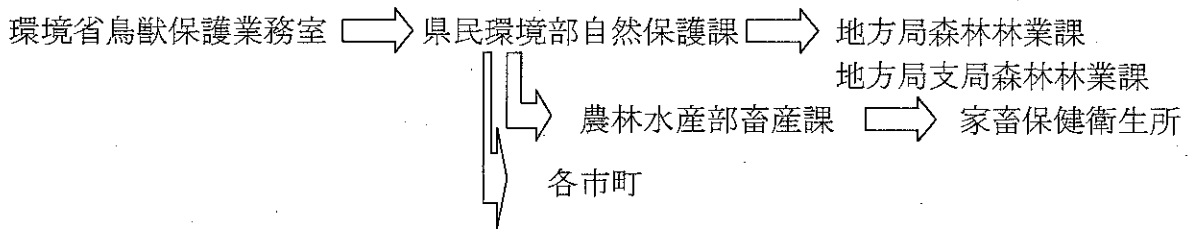
	目的	調査手法
早期発見	野鳥が海外から日本に高病原性鳥インフルエンザウイルスを持ち込んだ場合に早期発見する（渡り鳥等が健康な状態でウイルスを保有していることを想定）。	・糞便採取調査（渡り鳥を対象に日本全国を網羅的に一定間隔でモニタリングする）
	高病原性鳥インフルエンザウイルスにより国内で野鳥が死亡した場合に早期発見する。	・死亡野鳥等調査（感受性の高い鳥類を対象） ・鳥類生息状況等調査
感染範囲の把握	国内で高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合には、野鳥でのウイルスの感染範囲の状況を把握する。	・死亡野鳥等調査（発生地周辺の重点調査） ・鳥類生息状況等調査
	国内で高病原性鳥インフルエンザが蔓延あるいは同一地域で多発した場合など、重度の汚染が確認された場合には、その汚染状況あるいは清浄化の状況を把握する。	・環境試料等調査（必要に応じ重度汚染地域周辺で実施） ・鳥類生息状況等調査

調査手法

鳥類生息状況等調査	渡り鳥の飛来状況や野鳥の生息状況の調査及び異常の監視。発生時には強化して実施。
死亡野鳥等調査	野鳥の死亡個体を対象として、ウイルス保有状況を調査。通常時も年間を通して実施、発生時には強化して実施。
糞便採取調査	主に渡り鳥等の水鳥の糞便を対象として、ウイルス保有状況を調査。一定期間（毎年10月～4月の期間）、定期的に実施。
環境試料等調査	発生環境中の水、糞便（緊急時追加調査）、野鳥生鳥（捕獲調査）等のウイルス汚染・保有状況を調査。環境省が必要と認めた場合に実施。

第2 関係課（所）等及び連絡体制

対応レベルの連絡体制は、次のとおりとする。



第3 野鳥の監視

関係課（所）等は、環境省の通知に従って、日常的に、地域における野鳥の生息種や渡り鳥の飛来状況、死亡状況等について、情報収集し、記録しておくものとする。

県内で鳥インフルエンザのウイルスが確認された場合は、自然保護課又は各地方局・各支局の鳥獣行政担当課（以下「局森林林業課」という。）は、速やかに野生鳥獣の異常の監視等の鳥類生息状況等調査を実施する。

また、自然保護課は、畜産課に通知するとともに、環境省と協議の上、検査の各段階（簡易検査、遺伝子検査、確定検査）において、状況に応じて判断し公表するものとする。

第4 野鳥調査の実施

1 通常時【レベル1】

(1) 鳥類生息状況等調査

ア 局森林林業課は、日常的に、地域における野鳥の生息種や渡り鳥の飛来状況、死亡状況等について情報収集に努める。

イ 自然保護課は、環境省や日本野鳥の会愛媛と連携を図り、情報の収集及び提供等に努める。

(2) ウイルス保有状況調査

ア 死亡野鳥等調査

同一場所（おおむね半径5m以内の範囲をいう。以下同じ。）で、鳥インフルエンザの感染リスクが高いと考えられるリスク種1については1羽以上、リスク種2については3羽以上、リスク種3及びその他の種については10羽以上の野鳥の死亡個体（以下「死亡個体」という。）が発見された場合は、第5に定めるところにより、死亡野鳥等調査を実施する。

イ 糞便採取調査

(ア) 東予地方局森林林業課及び自然保護課は、鳥インフルエンザの県内への侵入を早期に発見するため、二級河川加茂川河口周辺（西条市）において、毎年10月から翌年4月にかけて2ヶ月に1回（計4回）、調査月の20日以降にガンカモ類の新鮮な糞便を約20検体（糞便100個程度）採取する。

(イ) 自然保護課は、糞便採取調査用紙（環境省マニュアル様式2（表Ⅲ-7））に記入の上、環境省中国四国地方環境事務所高松事務所（以下「環境省高松事務所」とい

う。)に正本を送付するとともに、環境省の指定する機関(独立行政法人国立環境研究所)に副本及び検体を送付し、鳥インフルエンザウイルスの有無の検査を実施する。

(ウ) 自然保護課は、環境省から結果通知があった場合には、速やかにその結果を畜産課及び局森林林業課へ連絡する。

2 国内発生単発時【レベル2】

(1) 鳥類生息状況等調査

ア 局森林林業課は、巡視の回数を増やす等、監視の強化を図る。

イ 自然保護課は、環境省や日本野鳥の会愛媛との連絡を密にし、情報の収集及び提供等に努める。

(2) ウイルス保有状況調査

ア 死亡野鳥等調査

同一場所で、鳥インフルエンザの感染リスクが高いと考えられるリスク種1及びリスク種2については1羽以上、リスク種3及びその他の種については10羽以上の死亡個体が発見された場合は、死亡野鳥等調査を実施する。

イ 糞便採取調査

レベル1-(2)-イと同じ。

3 国内発生複数時【レベル3】

(1) 鳥類生息状況等調査

レベル2-(1)-ア、イと同じ

(2) ウイルス保有状況調査

ア 死亡野鳥等調査

同一場所で、鳥インフルエンザの感染リスクが高いと考えられるリスク種1及びリスク種2については1羽以上、リスク種3については5羽以上、その他の種については10羽以上の死亡個体が発見された場合は、死亡野鳥等調査を実施する。

イ 糞便採取調査

レベル1-(2)-イと同じ。

4 県内発生時(野鳥監視重点区域)【野鳥監視重点区域】

(1) 鳥類生息状況等調査

ア 発生地周辺(発生地から半径10km以内を基本とする。)を環境省が野鳥監視重点区域に指定。

イ 野鳥監視重点区域を管轄する局森林林業課は、その区域内を重点的に、管内の野鳥の生息地の巡回及び聞き取りを実施し、衰弱し、又は死亡している野鳥や哺乳類がいなかを確認する等、監視を強化する。

ウ 日常的に発生地周辺の野鳥の生息状況を把握していない場合や通常と異なる状況の場合には、速やかに鳥類相調査等を実施し、どのような鳥種が生息しているかを確認

する。

エ 自然保護課及び局森林林業課(愛媛県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル(平成21年5月10日改正)による県高病原性鳥インフルエンザ対策本部(以下「県対策本部」という。))が設置された場合にあつては、同本部の野鳥監視班(以下「野鳥監視班」という。))は、環境省が野鳥監視重点区域で実施する環境試料等調査(「環境省マニュアル」66P参照)を実施する場合には、地元野鳥の会会員等の協力を得て発生地周辺におけるガンカモ類等の野鳥の生息種や生息場所等の環境情報、地図の提供など行い、調査体制構築に向けて協力する。

(2) ウイルス保有状況調査

ア 死亡野鳥等調査

同一場所で、鳥インフルエンザの感染リスクが高いと考えられるリスク種1及びリスク種2については1羽以上、リスク種3及びその他の種については3羽以上の野鳥の死亡個体が発見された場合は、死亡野鳥等調査を実施する。

イ 糞便採取調査

レベル1-(2)-イと同じ。

5 県内発生時(野鳥監視重点区域以外の区域：国内発生単発時)【レベル2】

(1) 鳥類生息状況等調査

レベル2-(1)-ア、イと同じ

(2) ウイルス保有状況調査

ア 死亡野鳥等調査

レベル2-(2)-アと同じ

イ 糞便採取調査

レベル1-(2)-イと同じ。

6 県内発生時(野鳥監視重点区域以外の区域：国内発生複数時)【レベル3】

(1) 鳥類生息状況等調査

レベル2-(1)-ア、イと同じ

(2) ウイルス保有状況調査

ア 死亡野鳥等調査

レベル3-(2)-アと同じ

イ 糞便採取調査

レベル1-(2)-イと同じ。

7 近隣国発生時等【レベル2、3、必要に応じて野鳥監視重点区域を指定】

近隣国発生情報等種々の情報に基づき、環境省が対応レベル区分の判断を行い、環境省の通知に基づき対応レベルに応じた対応を実施する。

第5 死亡野鳥等調査の実施方法

1 市町への協力依頼

死亡野鳥等は原則として一般廃棄物として扱われ、その処分は市町の取扱いとなっているので、局森林林業課は、市町に協力を依頼し、死亡野鳥等調査を実施できるよう調整を図る。

2 簡易検査の実施

- (1) 局森林林業課は、死亡野鳥等調査の実施の必要があるとき（ただし、死亡個体の状況から見てその死因が衝突死等、鳥インフルエンザ以外であることが明確な場合、死亡個体の回収が困難な場合又は死亡個体が腐敗し若しくは変敗している等検査が困難な場合は、この限りでない。）は、死亡野鳥調査票（別記様式）及び死亡野鳥等調査用紙（環境省マニュアル様式1（表Ⅲ-4））を作成し、死亡個体を、管轄する家畜保健衛生所に搬送する。（市町が搬送した場合は、管轄する局森林林業課に報告を依頼する。）
- (2) 家畜保健衛生所は、局森林林業課等から死亡個体が搬送されたときは、検査試料（口腔咽頭スワブ及びクロアカスワブを1セットとする。以下「検体スワブ」という。）を採取して、インフルエンザウイルス簡易検査キットによる検査（以下「簡易検査」という。）を実施する。なお、検体スワブは、環境省が指定する機関等で確定検査等を実施するため、可能な限り1個体1部位から3検体（簡易検査用、遺伝子検査又は確定検査用、予備）以上採取する。

3 簡易検査の結果に基づく対応

陰性の場合

(1) 結果後の処理

- ア 家畜保健衛生所は、局森林林業課から搬送された死亡野鳥調査票及び死亡野鳥等調査用紙に簡易検査結果等を記入の上、死亡個体及び検体スワブとともに局森林林業課に引き渡す。
- イ 局森林林業課は、死亡野鳥調査票及び死亡野鳥等調査用紙を自然保護課に送付するとともに、遺伝子検査を行うため、死亡野鳥調査票、死亡野鳥等調査用紙及び検体スワブを愛媛県家畜病性鑑定所（以下「病性鑑定所」という。）に送付する。
- ウ 自然保護課は、死亡野鳥等調査用紙を環境省高松事務所及び畜産課に送付する。
（検体の送付先及び送付方法）

送付先； 遺伝子検査機関

愛媛県家畜病性鑑定所

〒 791-3133 伊予郡松前町昌内641

TEL 089-984-1220 FAX 089-984-9795

E-mail kachiku-kantei@pref.ehime.jp

送付方法；死亡野鳥1羽ごとに個体識別番号を割当てて、スワブ検体を入れた試験管に油性マジックで個体識別番号を記入し、国連規格輸送容器等に入れ、冷蔵（4℃）便で保冷剤を入れずに送付する。（環境省マニュアル53P参照）

(2) 死亡個体の処理

- ア 局森林林業課は、家畜保健衛生所から引き渡された死亡個体を二重のビニール袋等に密閉して、近隣の一般廃棄物処分場で焼却処分を行う。ただし、焼却処分が困難な場合は、地下水や排水の存在を確認のうえ、雨などで死亡個体が露出しないよう十分に注意して埋却することができる。この場合においては、イヌや野生動物が掘り返さないように1 m以上の十分な深さに埋めるものとし、土穴に死亡個体を入れ、土を軽くかぶせ、消石灰をまぶし、さらに土をかぶせる。
- イ 局森林林業課は、死亡個体の回収地点において、その環境及び土地利用状況を考慮のうえ、適宜消毒を実施する。ただし、当該土地の所有者その他の管理者が消毒を希望しない場合は、この限りでない。なお、消毒は、陸域のみとし（生物が生息する水域は避ける。）、土部分は消石灰、それ以外は逆性石けん製剤を用いる。

○個体識別番号記載例

(都道府県No—採取月—機関番号—野鳥の個体整理番号—スワブ種別)

例：3810A001T（愛媛県23年10月20日採取A機関 野鳥の個体整理番号001気管スワブ）

機関番号	機関名	機関番号	機関名
A	東予地方局森林林業課	K	東予家畜保健衛生所
B	東予地方局四国中央森林林業振興班	L	東予家畜保健衛生所今治支所
C	今治支局森林林業課	M	中予家畜保健衛生所
D	中予地方局森林林業課	N	南予家畜保健衛生所
E	中予地方局久万高原森林林業課	O	南予家畜保健衛生所宇和島支所
F	八幡浜支局森林林業課	P	畜産課
G	八幡浜支局大洲森林林業振興班		
H	南予地方局森林林業課		
I	南予地方局愛南森林林業振興班		
J	自然保護課		

- ※ 気管スワブ（口頭咽頭スワブ）・・・T (Trachea swab)
- クロアカスワブ・・・・・・・・・・C (Cloacal swab)

陽性の場合

(1) 結果後の処理

- ア 局森林林業課は、作成した死亡野鳥調査票及び死亡野鳥等調査用紙を家畜保健衛生所に送付する。
- イ 家畜保健衛生所は、局森林林業課から送付された死亡野鳥調査票及び死亡野鳥等調査用紙に簡易検査結果等を記入の上、自然保護課及び畜産課に送付するとともに、確定検査を行うため、検体スワブ及び死亡野鳥等調査用紙を環境省の指定する機関（鳥取大学）に送付する。
- ウ 自然保護課は、死亡野鳥等調査用紙を環境省高松事務所に送付する。
- エ 自然保護課は、環境省から確定検査の結果の通知があった場合は、畜産課、各家畜保健衛生所及び局森林林業課に通知する。

(検体の送付先及び送付方法)

送付先； 環境省の指定する確定検査機関

鳥取大学農学部附属鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター

〒 680-8553 鳥取県鳥取市湖山町南4丁目101番地

TEL/FAX 0857-31-5437

E-mail azrc@muses.tottori-u.ac.jp

送付方法；陰性であった場合と同じ方法で送付する。

(2) 死亡個体の処理等

- ア 局森林林業課は、死亡野鳥の回収地点からおおむね半径1mの範囲を目安とし消毒を速やかに実施する。消毒は、基本的に陸域のみとし（生物が生息する水域は避ける。）、土部分は消石灰で、それ以外は逆性石けん製剤を用いる。
- イ 家畜保健衛生所は、確定検査までの間、死亡個体を冷凍保存する。ただし、冷凍保存が困難な場合は、この限りでない。この場合においては、感染性廃棄物として確実に焼却処分する。
- ウ 家畜保健衛生所は、確定検査の結果が明らかになった後、死亡個体を、保存用の検体スワブとともに、感染性廃棄物として焼却処分する。

4 遺伝子検査の結果に基づく対応

陰性の場合

(1) 結果後の処理

- ア 病性鑑定所は、局森林林業課から送付された死亡野鳥調査票及び死亡野鳥等調査用紙（備考欄）に遺伝子検査の結果を記入の上、自然保護課に送付する。
- イ 自然保護課は、死亡野鳥等調査用紙を、環境省高松事務所、畜産課、家畜保健衛生所、局森林林業課に送付する。

陽性の場合

(1) 結果後の処理

- ア 病性鑑定所は、局森林林業課から送付された死亡野鳥調査票及び死亡野鳥等調査用紙（備考欄）に遺伝子検査の結果を記入の上、自然保護課及び畜産課に送付するとともに、確定検査を行うため、検体スワブ及び死亡野鳥等調査用紙を環境省の指定する機関（鳥取大学）に送付する。
- イ 自然保護課は、死亡野鳥等調査用紙を、環境省高松事務所、各家畜保健衛生所、局森林林業課に送付する。
- ウ 自然保護課は、環境省から確定検査の結果の通知があった場合は、畜産課、病性鑑定所、各家畜保健衛生所及び局森林林業課に通知する。

5 公表

検査の各段階（簡易検査、遺伝子検査、確定検査）において高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合は、状況に応じて判断し、県（県対策本部又は自然保護課）が、記者発表等により公表するとともに、関係市町へも通知する。

なお、簡易検査あるいは遺伝子検査の段階で公表する場合は、病原性の高低が未確定の段階であり確定検査の結果陰性となる場合もあることを明記する。

(環境省においては、全国の状況を取りまとめ、1日1回を基本に定時に公表を行うこととしている。)

第6 傷病鳥獣の取扱い

傷病鳥類に係る鳥インフルエンザ簡易検査の実施については、原則として、平成16年3月18日付け15自第436号自然保護課長通知のとおりとする。

第7 調査従事者等の感染予防対策

1 装備と処分方法

- (1) 死亡野鳥及び傷病野鳥(以下「死亡野鳥等」という。)は、鳥インフルエンザ以外の病原体にも感染しているおそれがあることから、調査においては、手術用手袋、N95マスク等を使用し、既に県内において鳥インフルエンザが発生している場合には、使い捨ての感染防護具を使用する。靴は長靴を着用し、調査終了後に逆性石けん製剤で消毒する。
- (2) 使い捨ての感染防護具は、使用后、感染性廃棄物容器等に入れて密閉し、確実に焼却処分する。

2 手指の衛生

- (1) 調査中は、感染防護具を外すごとに、擦式手指消毒薬(アルコール系)で手指を消毒する。
- (2) 調査終了後は、簡易検査の実施の有無にかかわらず、普通石けんと流水で手洗いした後、ペーパータオルで拭き取り、擦式手指消毒薬(アルコール系)で手指を消毒する。
- (3) ペーパータオルは、使用后、感染性廃棄物容器等に入れて密閉し、確実に焼却処分する。

3 機材の廃棄と消毒

- (1) 調査に使用した機材及び検査に使った検体スワブや簡易検査キットについては、感染性廃棄物容器等に入れて密閉し、確実に焼却処分する。
- (2) 死亡個体の輸送に用いた容器類については、調査終了後、逆性石けん製剤で消毒し、よく流水で洗浄する。廃棄するに当たっては、感染性廃棄物として確実に焼却処分する。

4 調査用車両

- (1) 調査用車両は、可能な限り同一の車両を用いることが望ましい。
- (2) 調査に使用した車両の内部及び外周、タイヤ周りについては、調査終了後、できるだけ現地において逆性石けん製剤で消毒する。
- (3) 調査期間中の駐車は、屋外が望ましい。

別記様式（第5の2、3及び4関係）

死亡野鳥調査票

1. 調査者及び発見者等

調査実施者 所属・氏名	所属	氏名
調査日時	平成 年 月 日	午後・午前 時 分
発見(通知者)氏名・連絡先	氏名	連絡先
簡易検査を確認した獣医師	所属	氏名
確認日時	平成 年 月 日	午後・午前 時 分

2. 死亡野鳥の死亡状況等

死亡野鳥発見場所	市町名	大字(町)	
地図メッシュ番号			
死亡状況又は状態	死亡野鳥数	羽	死亡場所の環境
	死亡状態		
	傷病鳥獣の有無	有・無	とべ動物園搬送 有・無
死亡野鳥の処理方法	焼却 埋却 冷凍保管(結果)		

3. 死亡野鳥の検査結果

死亡野鳥 No.			死亡野鳥の種類	簡易検査の結果		遺伝子検査の結果	
県 No.	市町	通し番号		気管スワブ	ノドスワブ	気管スワブ	ノドスワブ
38				陰性・陽性	陰性・陽性	陰性・陽性	陰性・陽性
38				陰性・陽性	陰性・陽性	陰性・陽性	陰性・陽性
38				陰性・陽性	陰性・陽性	陰性・陽性	陰性・陽性
38				陰性・陽性	陰性・陽性	陰性・陽性	陰性・陽性
38				陰性・陽性	陰性・陽性	陰性・陽性	陰性・陽性

1. 調査実施者は、調査票を自然保護課に調査日の翌日正午までに（野鳥監視重点区域の場合は、調査日の午後5時までに）ファックス送信又はメールで送付する。
2. 位置図を添付する（縮尺は、2万5千図程度とし、周辺幹線道路との関係など読み取れるものが望ましい）。
3. 簡易検査で陰性の場合のみ、遺伝子検査を実施する。

参考資料 1

対応レベルの設定及び野鳥調査の実施基準

発生状況	対応レベル	鳥類生息状況等 調査	ウイルス保有状況調査		
			死亡野鳥等調査	糞便採取調査	
通常時	レベル1	情報収集 監視	リスク種1 1羽以上 リスク種2 3羽以上 リスク種3 10羽以上 その他の種 10羽以上	10月か ら4月 にかけ て定期 的に糞 便を採 取	
国内発生単発時	レベル2	監視強化	リスク種1 1羽以上 リスク種2 1羽以上 リスク種3 10羽以上 その他の種 10羽以上		
国内発生複数時	レベル3	監視強化	リスク種1 1羽以上 リスク種2 1羽以上 リスク種3 5羽以上 その他の種 10羽以上		
県内発生時	野鳥監視重点区域	監視強化 発生地対応	リスク種1 1羽以上 リスク種2 1羽以上 リスク種3 3羽以上 その他の種 3羽以上		
	野鳥監視重点区域 以外の区域	国内発生単発時	レベル2 監視強化		リスク種1 1羽以上 リスク種2 1羽以上 リスク種3 10羽以上 その他の種 10羽以上
		国内発生複数時	レベル3 監視強化		リスク種1 1羽以上 リスク種2 1羽以上 リスク種3 5羽以上 その他の種 10羽以上
近隣国発生時等	レベル2 または レベル3 必要に応じて野鳥監視 重点区域を 指定	監視強化	レベル2、レベル3 野鳥監視重点区域 参照		

- * 高病原性鳥インフルエンザの発生とは、国内の家きんや野鳥で感染が確認された場合であり、野鳥においては、糞便からウイルスが検出された場合も含む。
- * 野鳥監視重点区域とは、発生地から半径10km以内を基本とする。
- * 県外において、県境付近が発生地である場合は、発生地から10km（地形等を考慮して適宜拡大、縮小する）以内である場合には、県内で発生したものとして対応する。

リスク種

(8目10科)

リスク種1 (18種)		
カモ目カモ科 シジュウカラガン マガン ヒシクイ コブハクチョウ オオハクチョウ コハクチョウ オシドリ キンクロハジロ	タカ目タカ科 オジロワシ オオワシ オオタカ ハイタカ ノスリ サシバ クマタカ チュウヒ タカ目ハヤブサ科 ハヤブサ チョウゲンボウ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 主に早期発見を目的とする。 ◆ 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。 ◆ 平成22～23年の発生において感染確認個体が多かったオオハクチョウ、キンクロハジロ、オシドリ、ハヤブサを基本に、ハクチョウ類、ガン類、タカ類の主な種を含める。
重度の神経症状 ^{*1} が観察された水鳥類		
リスク種2 (16種)		
カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ ハジロカイツブリ カンムリカイツブリ カモ目カモ科 マガモ オナガガモ ホシハジロ スズガモ	ツル目ツル科 タンチョウ ナベヅル マナヅル ツル目クイナ科 バン オオバン チドリ目カモメ科 ユリカモメ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ さらに発見の可能性を高めることを目的とする。 ◆ 過去に感染死亡例のある種をより幅広く含める。
リスク種3		
ペリカン目ウ科 カワウ コウノトリ目サギ科 ゴイサギ、ダイサギ、 コサギ、アオサギ等全種 カモ目カモ科 カルガモ、コガモ、 ヒドリガモ等 (リスク種1、2以外全種)	チドリ目カモメ科 セグロカモメ、ウミネコ等 (リスク種1、2以外全種) タカ目 トビ等 (リスク種1、2以外全種) フクロウ目 コミミズク等 (リスク種1、2以外全種)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 感染の広がりを把握することを目的とする。 ◆ 水辺で生息する鳥類としてカワウやサギ類、リスク種1あるいは2に含まれないカモ類、カモメ類、タカ目、フクロウ目の種を対象とした。
その他の種		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 上記以外の鳥類すべて。 ◆ 猛禽類以外の陸鳥類については、ハシブトガラス以外は国内では感染例が知られておらず、海外でも感染例は多くないことからその他の種とする。 ◆ 多数の死亡が見られた場合や平成16年のハシブトガラスのように感染死体を食べた等、感染が疑われる状況があった場合に検査することとする。 		
<p>※ リスク種については今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに環境省から通知する。シーズン中も状況に応じて追加、通知する。</p> <p>※ リスク種については、必ずしも感受性が高い種のみを選定しているわけではなく、発見しやすさや、近縁種での感染例による予防的な選定等も含む。</p> <p>※ リスク種1に該当しない希少種について、その希少性や生息状況等によっては、上記の表に示す羽数でなくても把握すべき場合も想定されることから、必要に応じて、地方環境事務所に相談する(地方環境事務所は必要に応じて本省野生生物課に相談する)。</p> <p>^{*1} 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。</p>		

調査用紙（サンプル（糞）採取用）

調査者氏名：

調査県名、都道府県番号： 愛媛県 38

(緯度 度 分 経度 度 分 標高 m)

調査地名：

調査日時： 平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分

サンプル(糞)を採取した鳥種

種名*	サンプル番号	糞の個数	備考
	01		
	02		
	03		
	04		
	05		
	06		
	07		
	08		
	09		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		
	16		
	17		
	18		
	19		
	20		

* 種名はわかる範囲で記述。複数の種類が生息し特定が困難な場合、生息数の多い上位2種を記述。判別が困難な場合、カモ類、ハクチョウ類等の区別まででも可。

1. サンプル管には「都道府県番号」「採取月」（09～05）「サンプル番号」（01～20）の順で記述する。なお、都道府県番号について、北海道のみ調査地が東部と西部で2ヶ所あるため、東部は「01E」、西部は「01W」とする。

＜サンプル管への記入例＞

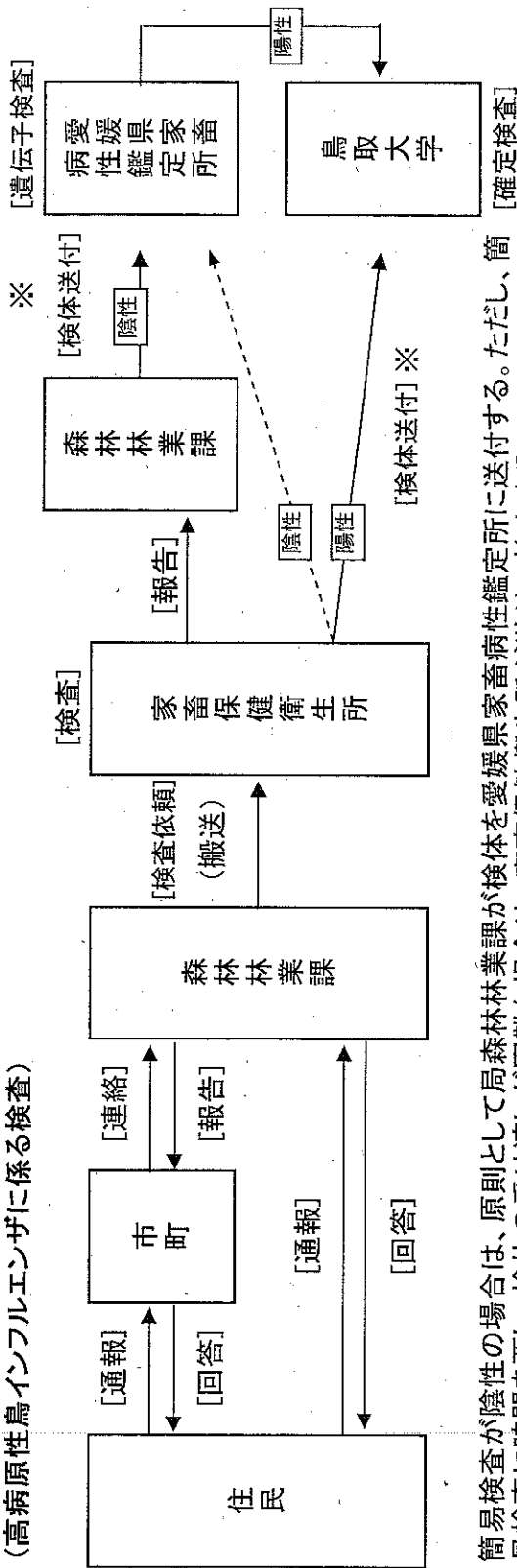
01W1002（北海道西部で10月に採取された2本目のサンプル）

391111（高知県で11月に採取された11本目のサンプル）

2. サンプル番号は、サンプル管につける番号のこと。1つのサンプル管に5個体分ずつサンプル(糞)を採取するので、100個体分で基本的に通し番号は(01～20)となる。
3. 調査用紙はサンプルと共に検査機関に送付する。また、情報共有のため、地方環境事務所にも送付する。
4. 調査は、調査月の20日以降に実施する。

【死亡野鳥検査体制】

(高病原性鳥インフルエンザに係る検査)



※ 簡易検査が陰性の場合、原則として局森林林業課が検体を愛媛県家畜病性鑑定所に送付する。ただし、簡易検査に時間を要し、検体の受け渡しが困難な場合は、家畜保健衛生所が送付に協力する。
 検体送付に係る費用は、自然保護課が負担する。

(陽性の場合)

送付先：鳥取大学農学部附属鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター

〒680-8553 鳥取県鳥取市湖山町南4丁目101番地

TEL/FAX 0857-31-5437

mail azrc@muses.tottori-u.ac.jp

(陰性の場合)

送付先：愛媛県家畜病性鑑定所

〒791-3133 伊予郡松前町昌内641

TEL 089-984-1220 FAX 089-984-9795

mail kachiku-kantei@pref.ehime.jp

※運搬は森林林業課、簡易検査は家畜保健衛生所が実施する。

※簡易検査の後、陽性であった場合は、家畜保健衛生所が、鳥取大学へ、陰性であった場合は、局森林林業課が、愛媛県家畜病性鑑定所へ検体を送付する。

参考資料 7

各地方局林業課長 殿

写

自然保護課長

傷病鳥類に係る高病原性鳥インフルエンザ簡易検査の実施について

高病原性鳥インフルエンザ問題の影響により、疾病鳥獣の保護収容を委託している財団法人愛媛県動物園協会から、園内動物への感染や来園者の不安を考慮し、当面の間、疾病鳥類の受け入れを中止したい旨申し出がありました。

この対応措置として、同協会では簡易検査の結果により陰性と判断された個体は従来どおり受け入れ可能としていることから、とべ動物園に持ち込む傷病鳥類については、当面の間、下記により簡易検査を実施することとしたので、対応についてよろしく願います。

記

1 実施方法

- (1) 一般県民等から傷病鳥類の通報があり、鳥インフルエンザの疑いを感じた場合には、速やかに家畜保健衛生所（以下、「家保」という。）に連絡し、その取扱いについて指示を仰ぐものとする。
- (2) (1) により家保が鳥インフルエンザの疑いありとして病性検査を実施するもの以外は、原則として林業課職員が家保に持ち込みのうえ、簡易検査の実施を依頼するものとする。
なお、簡易検査の実施にあたっては、家保の検査官の指揮監督のもと林業課職員は積極的に検査に協力するものとする。
- (3) (2) の簡易検査の結果、陰性と判断された場合は、とべ動物園にその旨連絡のうえ、速やかに搬送を行うものとする。
- (4) (2) の簡易検査の結果、陽性と判断された場合は、家保において更に詳細な検査（解剖検査）を行うこととなるので、家保に個体を引き渡すものとする。

2 注意事項

- (1) 疾病鳥類については、鳥インフルエンザの疑いのあるものを除き、可能な限り自然状態による回復を促すこととし、これによりがたい場合に、1 (2) により家保に簡易検査を依頼するものとする。
- (2) この簡易検査は、傷病鳥獣保護上の必要性もあり実施するものであることから、家保の指揮監督のもと林業課職員は積極的に検査に協力するものとする。
- (3) 検査キットを除き、簡易検査に必要な器具、防護服などは、家保で用意するものとする。
- (4) 簡易検査の依頼にあたっては、家保において速やかな対応が困難な場合もあるため、必要に応じ林業課において一時保管するなど、柔軟に対応するものとする。
- (5) 簡易検査は、夾雑反応（検査エラー）による陽性反応など、誤判定のおそれもあるため、結果情報については、家保と十分相談のうえ、公表等により風評被害を招くことのないよう厳重に取り扱うものとする。

アクティブサーベイランスの流れ

(糞便調査)

環境省

糞便採取箇所の選定

都道府県

糞便の採取・検体の送付

- 対象種：ガン類、カモ類
- 時 期：10月～翌年4月（北海道のみ5月）
- 実 施：都道府県鳥獣担当部局等職員等
（調査地によっては地方環境事務所職員も応援）
- 採取数：1箇所／1月に約100個の糞を採取

※選定箇所の2分の1（24箇所）→10, 12, 2, 4月で実施

残り2分の1（24箇所）→10, 11, 1, 3月で実施

※上記のほか、国内外における発生状況を踏まえ調査調査地を追加選定し、環境省（地方環境事務所）において調査

遺伝子検査機関

遺伝子検査

（A型インフルエンザウイルスの有無）

陽性の場合、検体を送付

確定検査機関

（北海道大学、鳥取大学、動物衛生研究所）

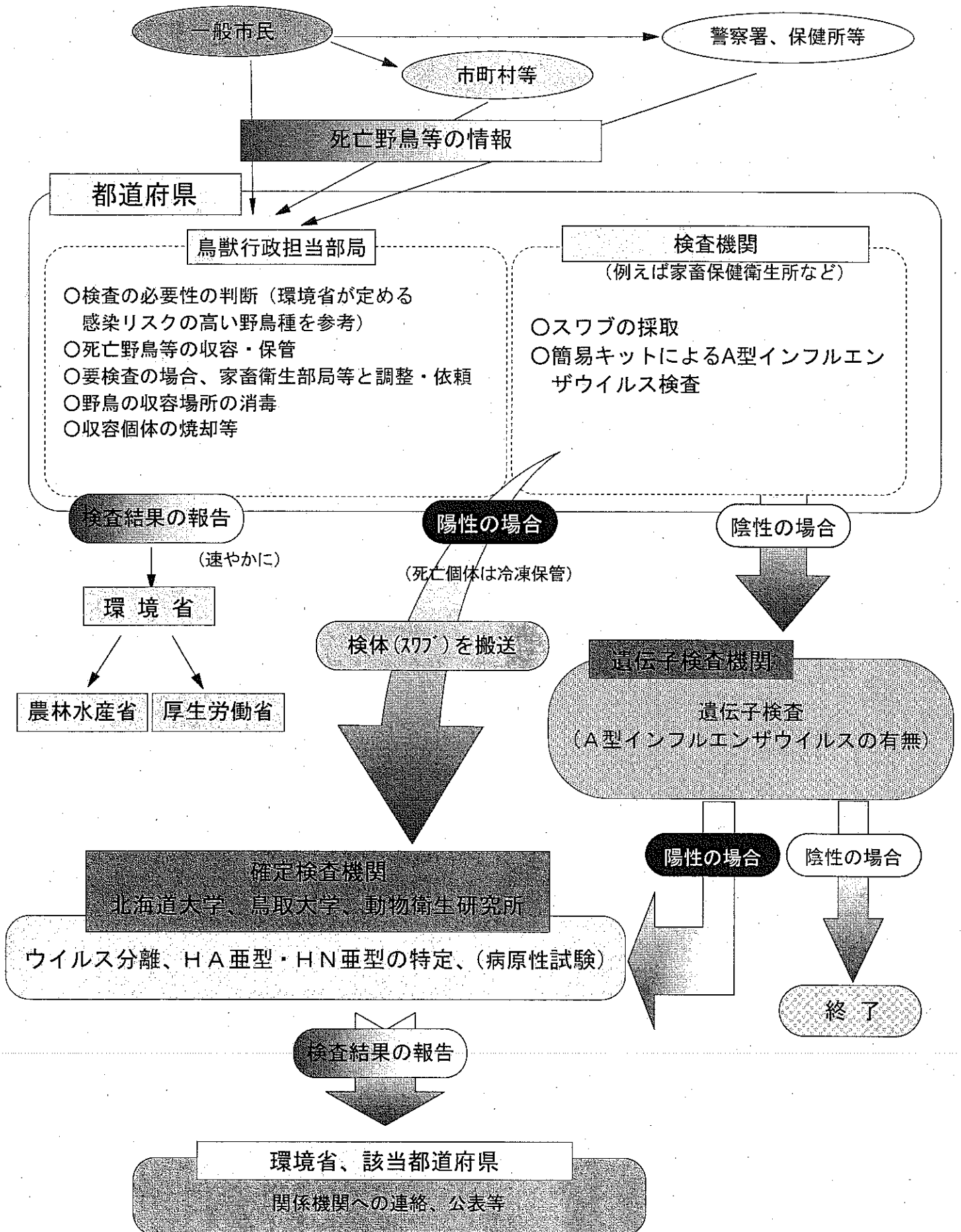
ウイルス分離、HA亜型・HN亜型の特定、（病原性試験）

環境省、該当都道府県

関係機関への連絡、公表

* 県は、検査の各段階において状況に応じて陽性結果を公表して差し支えない。

パッシブサーベイランスの流れ (死亡野鳥等調査)



* 県は、検査の各段階において状況に応じて陽性結果を公表して差し支えない。